



鳥取県公報

平成12年3月7日(火)
第7160号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 訓 令	鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令（統計課）	1
◇ 告 示	新たに生じた土地の確認（市町村振興課）	1
	字の区域の変更（ク）	2
	漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定の一部改正（水産課）	2
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市計画課）	2
	総合的設計によって建築される建築物の認定（建築課）	3
◇ 選管告示	鳥取県議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	3
◇ 公 告	土地収用法による審理の開催（管理課）	4
	2級建築士試験等の実施（建築課）	4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）	6

訓 令

鳥取県訓令第4号

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成12年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県統計調査調整規程の一部を改正する訓令

鳥取県統計調査調整規程（昭和34年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、対象」を「及び対象」に改め、「及び世論調査その他これに類するもの」を削る。

附 則

この訓令は、平成12年3月7日から施行する。

告 示

鳥取県告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、青谷町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに生じた土地の位置（平成11年12月16日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
青谷町大字長和瀬字村内1072の35の地先	1,583.56平方メートル

鳥取県告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成12年3月7日からその効力を生ずる。

平成12年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域（平成11年12月16日現在の地番による。）
大字長和瀬字村内	大字長和瀬字村内の全域 大字長和瀬字村内1072の35の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第126号

平成9年鳥取県告示第647号（漁業災害補償法による漁獲共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正し、平成12年3月7日以後に責任期間が始まる共済契約について適用し、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

平成12年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

2の表網代加入区の項中「2 中型いかつり漁業及び小型いかつり漁業」を「2 小型いかつり漁業及び小型

定置漁業」に改め同表中

赤碕加入区	赤碕町漁業協同組合の区域	〃
西伯加入区	中山漁業協同組合及び御来屋漁業協同組合の区域	小型定置漁業

を

西部加入区	赤碕町漁業協同組合、中山漁業協同組合及び御来屋漁業協同組合の区域	しいらつけ漁業、小型いかつり漁業及び小型定置漁業
-------	----------------------------------	--------------------------

に改める。

鳥取県告示第127号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、米子市蚊屋土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所
飯田 アヤコ	西伯郡岸本町清原1017-5

遠藤 欽也	米子市蚊屋299-1
黒多 仁	米子市蚊屋286-18
河野 茂己	米子市蚊屋99-5
立脇 秀次	西伯郡日吉津村大字富吉1093
種 弘美	米子市蚊屋359
松田 明	米子市蚊屋129-1
松永 彦成	米子市蚊屋106
山崎 幸子	西伯郡日吉津村大字日吉津471-7

鳥取県告示第128号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合的設計によって建築される各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成12年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 一団の土地の区域
 - (1) 位置 倉吉市上余戸字隈ヶ坪245-3
 - (2) 面積 2,986.44平方メートル
- 2 建築主
倉吉市葵町722
倉吉市
倉吉市長 早川 芳忠
- 3 建築物の数
 - (1) 認定に係る建築物の数 8棟（4の用途に係るもの2棟、その他のもの6棟）
 - (2) 同一敷地内の他の建築物の数 なし
- 4 認定に係る建築物の用途、構造及び規模
 - (1) 用途 共同住宅
 - (2) 構造 鉄筋コンクリート造
 - (3) 規模 3階建
建築面積 873.78平方メートル
延べ面積 2,000.20平方メートル
- 5 関係図書の縦覧場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県土木部建築課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第18号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2

項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成12年3月7日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,719
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	161,983
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,900
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,194
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,160
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,940
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,948
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,767
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,069
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,142
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,963
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,903

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定に基づき、次のとおり審理を開催する。

平成12年3月7日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 期日
平成12年3月22日（水）午後2時
- 2 場所
鳥取市西町二丁目311
鳥取市福祉文化会館4階 第1会議室
- 3 件名
特別高压送電線中国東幹線新設工事及びこれに伴う附帯工事

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成12年2級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成12年3月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 試験の日時
 - (1) 2級建築士試験
 - ア 学科の試験
平成12年7月2日（日）午前10時から午後5時10分まで
 - イ 設計製図の試験
平成12年9月24日（日）午前11時30分から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成12年7月23日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成12年10月8日(日)午前11時30分から午後4時まで

2 試験の会場

(1) 2級建築士試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

(2) 木造建築士試験

鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画(建築設備の概要を含む。)

イ 建築構造(構造計算及び建築材料を含む。)

ウ 建築施工(施工契約及び敷地測量を含む。)

エ 建築法規(建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築士法並びにこれらの関係法令)

(2) 設計製図の試験

建築設計製図(仕様書の作成を含む。)

4 受験申込手続

(1) 受付期間及び場所

ア 平成12年4月10日(月)から同月14日(金)までの午前10時から午後4時まで

社団法人鳥取県建築士会 鳥取市東町一丁目271

イ 平成12年4月10日(月)及び11日(火)の午前10時から午後4時まで

鳥取県西部総合事務所第14会議室 米子市糀町一丁目160

(2) 申込方法

次の書類を持参すること。

ア 受験申込書

イ 実務の経験を記載した書類

ウ 申請前6か月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦5.5センチメートル、横4センチメートルのもの

エ 建築士法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

オ 建築士法第15条第1号に該当する者のうち実務の経験を必要とする者又は同条第2号若しくは第4号に該当する者にあつては、実務の経験を証する使用者の証明書(その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)

カ 建築士法第15条第3号に該当する者にあつては、同条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを認定するに必要な資料となるべき書類

5 合格者の発表

平成12年12月8日(金)頃合格者に通知する。なお、学科の試験の合格者には、平成12年9月8日(金)頃通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成12年4月3日(月)から同月14日(金)まで配布する。

社団法人鳥取県建築士会事務局 鳥取市東町一丁目271

鳥取県鳥取土木事務所建築住宅課 鳥取市東町一丁目271

鳥取県倉吉土木事務所建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県米子土木事務所建築住宅課 米子市靴町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成12年6月21日(水)頃から社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場に掲示する。

(3) 受験手数料

県議会で審議中の条例に定めるところにより、徴収する予定である。

(4) 問い合わせ先

鳥取県土木部建築課建築指導係 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7391

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年3月7日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成12年4月27日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市靴町一丁目151 鳥取県米子警察署	鳥取県内の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成12年4月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市靴町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成12年4月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階第16会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,600円

イ 経験者講習 2,700円

なお、講習受講手数料の額は、県議会で審議中の条例に定めるところにより、平成12年4月1日から変更される予定である。

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成12年度（平成12年4月から平成13年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成12年3月24日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 片山善博 様

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号
住 所
申 込 者 氏 名

（法人にあつては、名称及び
代表者の氏名）

電話番号

記

購 読 期 間	年 月 从 年 月 まで
購 読 部 数	部
送 付 先	

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。